

市立四日市病院企業職員の初任給及び職務の級の分類基準等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市病院事業管理者 蜂須賀 丈博

#### 四日市市病院管理規程第1号

市立四日市病院企業職員の初任給及び職務の級の分類基準等に関する規程の一部を改正する規程

市立四日市病院企業職員の初任給及び職務の級の分類基準等に関する規程（平成17年病院管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(級別資格基準表)	(級別資格基準表)
<u>第3条 削除</u>	<u>第3条 職員の職務の級を決定する場合には必要な資格は、別表第2（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。</u>
(新たに職員となった者の号給)	(新たに職員となった者の号給)
第4条 新たに職員となった者の号給は、 <u>第2条</u> の規定により決定された職務の級の号給が別表第3（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは、当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎として、この規程により昇格又は降格した場合に得られる号給とする。ただし、初任給基準表の試験欄又は学歴免許等欄にその者に適用される区分の定めのない者の号給については、あらかじめ四日市市病院事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を得て定めることとする。	第4条 新たに職員となった者の号給は、 <u>前2条</u> の規定により決定された職務の級の号給が別表第3（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは、当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎として、この規程により昇格又は降格した場合に得られる号給とする。ただし、初任給基準表の試験欄又は学歴免許等欄にその者に適用される区分の定めのない者の号給については、あらかじめ四日市市病院事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を得て定めることとする。

別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）
級別資格基準表	級別資格基準表
【別記1 参照】	【別記1 参照】
別表第3（第4条関係）	別表第3（第4条関係）
初任給基準表	初任給基準表
【別記2 参照】	【別記2 参照】

【別記1】

改正後

別表第2（第3条関係）（級別資格基準表） 削除

改正前

別表第2（第3条関係）

（全部改正〔平成18年病院管理規程1号〕、一部改正〔平成18年病院管理規程4号・26年5号・令和2年1号〕）

ア 級別資格基準表（医師及び歯科医師を除く。）

試験	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
一般事務・技術職	大学卒		1. 5	3. 5	4	4
		0	1. 5	5	9	1 3
	短大卒		1. 5	3. 5	4	4
		0	1. 5	5	9	1 3
	高校卒		1. 5	3. 5	4	4
		0	1. 5	5	9	1 3
看護師、助産師職	大学卒		1. 5	3. 5	4	4
		0	1. 5	5	9	1 3
	短大3卒		1. 5	3. 5	4	4
		0	1. 5	5	9	1 3
	准看護師養		1. 5	3. 5	4	4

	成所卒	<u>0</u>	<u>1. 5</u>	<u>5</u>	<u>9</u>	<u>1 3</u>
医療技術職	大学卒		<u>1. 5</u>	<u>3. 5</u>	<u>4</u>	<u>4</u>
		<u>0</u>	<u>1. 5</u>	<u>5</u>	<u>9</u>	<u>1 3</u>
	短大3卒		<u>1. 5</u>	<u>3. 5</u>	<u>4</u>	<u>4</u>
		<u>0</u>	<u>1. 5</u>	<u>5</u>	<u>9</u>	<u>1 3</u>
	短大卒		<u>1. 5</u>	<u>3. 5</u>	<u>4</u>	<u>4</u>
		<u>0</u>	<u>1. 5</u>	<u>5</u>	<u>9</u>	<u>1 3</u>

イ 医師、歯科医師資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級				
		5級	6級	7級	8級	9級
医師・歯科医師	医大卒		<u>5</u>	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>5</u>
		<u>0</u>	<u>5</u>	<u>8</u>	<u>1 5</u>	<u>2 0</u>

【別記2】

改正後

試験		学歴免許等	初任給
(略)		(略)	(略)
医療技術職	薬剤師	大学6卒	1 " 4 1 "
		大学卒	1 " 3 3 "
	診療放射線技師、診療X線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士又は義肢装具士	大学卒	1 " 3 3 "
		短大3卒	1 " 2 8 "
		短大卒	1 " 2 3 "
	歯科衛生士又は歯科技工士	高校専攻科卒	1 " 1 7 "
		大学卒	<u>1 " 2 9 "</u>
		短大卒	1 " 1 9 "
		高校専攻科卒	1 " 1 3 "
	栄養士又は管理栄養士	大学卒	1 " 2 9 "

	養士	短大卒	1 " 1 9 "
(略)	(略)	(略)	(略)

改正前

試験		学歴免許等	初任給
(略)		(略)	(略)
医療技術職	薬剤師	大学6卒	1 " 4 1 "
		大学卒	1 " 3 3 "
	診療放射線技師、診療X線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士	大学卒	1 " 3 3 "
		短大3卒	1 " 2 8 "
		短大卒	1 " 2 3 "
		高校専攻科卒	1 " 1 7 "
	歯科衛生士又は歯科技工士	短大卒	1 " 1 9 "
		高校専攻科卒	1 " 1 3 "
	栄養士	大卒	1 " 2 9 "
		短大卒	1 " 1 9 "
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。